

◎新潟県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

新潟県知事 花角 英世

氏名	名称	所在地	指定年月日
小畑 和巳（あん摩 マッサージ指圧、き ゆう）	新潟マッサージルーム	新潟市中央区鑑西1-15-9	令和3年11月2日
石橋 泰夫（柔道整 復）	石橋接骨院	長岡市学校町1丁目12番24号	令和3年10月27日
石橋 泰夫（あん摩 マッサージ指圧、は り・きゆう）	石橋鍼灸院	長岡市学校町1丁目12番24号	令和3年10月27日